

工事費内訳書の取扱いの一部改正について（お知らせ）

平成27年3月20日

建設産業対策室

技術管理課

総務部営繕課

平成26年6月4日に「建設業法等の一部を改正する法律」が公布され、入札契約適正化法が改正されました。改正後の入札契約適正化法では、ダンピング受注防止等のための措置として、全ての入札参加者に入札金額の内訳書の提出が義務づけられました。

この改正を受けて島根県においても、適切な見積による入札をさらに進めるため、平成27年4月1日以降全ての工事に工事費内訳書の提出を求めることになりましたのでお知らせします。

【改正内容】

- ・島根県が行う全ての入札で工事費内訳書の提出を求める。
- ・従来提出義務がなかった予定価格（税込み）1,000万円未満の工事では、平成27年4月1日～平成28年3月31日の1年間を経過措置期間として設定。
- ・期間中は無効とする審査項目を限定し、その他の項目に不備があれば必要な指導を行う。

※予定価格（税込み）1,000万円以上の工事については従来から変更なし

■工事費内訳書の審査

落札候補者の工事費内訳書について、以下の審査基準により無効となる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

1. 有効性調査（予定価格（税込み）1,000万円以上）【変更なし】

（1）審査の対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、落札候補者が次順位の者へ移行した場合は次順位者のみを対象とする。

（2）審査対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、その者が行った入札を無効とする。

- ア 工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの
- イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- ウ 端数調整を行っているもの
- エ 設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（**建築関連工事を除く。**）
- オ 値引き表示のあるもの
- カ タテヨコ計算に違算があるもの
- キ 設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）のもの（**建築関連工事を除く。**）

2. 有効性調査（予定価格（税込み）1,000 万円未満）【追加】

（1）審査の対象

落札候補者を審査し、落札候補者が次順位の者へ移行した場合は次順位者を対象とする。
落札候補者以外の応札者についても、必要に応じて審査・指導を行う場合がある。

（2）審査対象者の工事費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、その者が行った入札を無効とする。

- ア 工事費内訳書の合計金額と、入札書の金額が一致しないもの
- イ 「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの
- ウ 「直接工事費」、「共通仮設費計」、「現場管理費」、「一般管理費等」の合計が「工事価格」と一致しないもの
- エ 設計図書である工事数量総括表で数量欄に記載のある項目の「単価」「金額」が未記入であるもの（**建築関連工事を除く。**）

（3）本取扱いは平成 28 年 3 月 31 日までの限定的な取扱いとし、平成 28 年 4 月 1 日以降は予定価格（税込み）1,000 万円以上の取扱いと同様とする。

3. 指名競争入札の落札決定について

従来は指名競争入札は、開札日に落札決定を行っていたが、工事費内訳書の審査のため、全工事で一旦入札を保留する。その後工事費内訳書の審査を行った上で、概ね 2 日以内に落札決定を行う。